

令和7年9月25日

お 知 ら せ

課名	統計分析課
担当	根木・小阪
内線	2121・2122
直通	086-226-7262

国勢調査員証の紛失について（令和7年国勢調査）

岡山市において、令和7年国勢調査で使用する国勢調査員証の紛失事案がありましたので、お知らせします。

現時点では、紛失した国勢調査員証が悪用された等の報告は入っておりません。

記

1 事案の内容

別紙 岡山市報道発表資料のとおり

2 県の対応

今後このような事態が発生しないよう、改めて次の事項について国勢調査員（国勢調査の統計調査員）に周知徹底を図るよう、全市町村に対し通知を发出する。

- (1) 調査員証、調査票等は紛失しないよう、細心の注意を払うこと
- (2) 万が一、調査員証、調査票等を紛失した場合は、調査員は直ちに市町村へ報告すること
- (3) 調査にあたっては、機微情報を扱うことなど、責任の重大性を十分認識して実施すること

【参考：令和7年国勢調査】

- ・概要：統計法に基づく基幹統計調査で、人及び世帯に関する全数調査
- ・実施：5年に1度実施
- ・調査期日：令和7年10月1日 午前零時現在
- ・国勢調査員数：県内 約9,000人
- ・調査の流れ：
総務省 → 都道府県 → 市町村 → 国勢調査員 → 世帯
- ・国勢調査員：
・市町村の推薦により国が任命する非常勤の国家公務員
・市町村の指導の下、担当調査区域内にある調査客体の確認及び調査書類の配布、調査票の回収・審査、並びにこれら附帯する事務を行う。地域で活動する際は、国勢調査員証を携帯する。

令和7年9月25日

令和7年国勢調査における 調査員証の紛失について

令和7年国勢調査において、国勢調査員が調査時に携帯する「調査員証」の紛失が判明したの
でお知らせします。

1 概要

紛失物:調査員証 1枚

記載内容:調査員証番号、調査員氏名、調査名、任命期間、総務省統計局長公印、顔写真

※任命期間は令和7年8月8日から令和7年11月7日まで

2 経過

9月22日(月) 調査員が調査員証の紛失について、岡山市南区役所に報告

9月24日(水) 警察に遺失届を提出

3 対応及び今後の再発防止策

- ・紛失した国勢調査員証「第104-0382号」(R7.8.8発行)は無効としました。
- ・再発防止に向け、国勢調査の全調査員に調査用品及び調査書類の管理徹底について周知し、特に帰宅時に調査員証を含むすべての調査関係用品の有無を確認すること等を、改めて指導してまいります。

4 市民の皆さんにご注意いただきたい点

- ・国勢調査の調査書類は、9月20日から配布を開始しております。調査員は、顔写真付きの調査員証を携行しておりますので、調査員が訪問した際には、調査員証の確認をお願いします。
- ・国勢調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号をお聞きすることはありません。
- ・国勢調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メール・ウェブサイトなどにご注意ください。
- ・不審な調査活動等にお気づきの場合は、岡山市政策企画課統計調査室までご連絡ください。

【問い合わせ先】

岡山市政策企画課統計調査室 布野・安田 直通086-803-1051 内線3579・3597